

## その他

## 山田原欽「桂就定別墅記」訳注

鎌田 出\*1

[はじめに]

本稿は、『復軒文藁』（山口県立山口図書館所蔵）に「同季<sup>(1)</sup>十月四日」山田原欽17歳の作として所収する「桂就定別墅記」の訳注である。

天和元（1681）年五月、山田原欽は世子元千代丸、後の長州藩三代藩主毛利吉就<sup>よしなり</sup>に召されて京都から江戸に赴き、翌年11月まで滞在する。この記はその折に作成されたものであるが、「桂就定別墅」は萩にあり、ここに記された萩の景物は伝聞に基づき描かれている。

特筆すべきは、本記に「八江」<sup>(2)</sup>の語が見えることである。

「萩八景」<sup>(3)</sup>誕生の翌年、貞享3（1686）年に作られた山田原欽「題雲谷等璠家蔵八景軸」（『復軒文藁』）に、「八江之地名、在人口耳者久矣。而未有表章其景也。

（八江の地名、人の口耳に在ること久し。而るに未だ其の景を表章する有らざるなり）」とあり、「八江」と「萩八景」誕生との関連を知ることができる。ただし、この「八江」が「八景」であったかどうかは定かでない、「往古八景」とともに別稿で検証する予定である。

[凡例]

一、訳注の構成は、①原文（ゴシック体）、②書き下し文、③語釈、④通釈の順とした。

二、原文は、原則として旧字体を用いたが、異体字等一部『復軒文藁』での表記を踏襲し、必要に応じて注記を加えた。また、誤字・誤用と思われるものは、訂正の上注記を加えた。

三、引用文についても、原則として旧字体を用いた。また、和書及び絵図等からの引用は原文表記をそのまま踏襲した。

四、書き下し文は、原則として常用漢字を用い、常

用漢字の無い場合は旧字体を用いた。

五、書き下し文は、現代仮名遣いで統一した。また、ルビも現代仮名遣いとした。

六、固有の名称を除き、年数、巻数等はすべてアラビア数字による表記とした。

## ①原文

桂就定丈人之別墅、在長州城外南山之側。

## ②書き下し文

桂就定丈人の別墅は、長州城外南山の側<sup>かたわら</sup>に在り。

## ③語釈

「桂就定」…長州藩御手廻組（大組一）の桂次郎右衛門就定<sup>(4)</sup>。天和2（1682）年時は、66歳であった。

「丈人」…老人に対する敬称。

「別墅」…別邸・別荘。

「長州城」…長州藩の城下町、萩を言う。「長城」に同じ。山田原欽「遊腰濱記」<sup>(5)</sup>に「玉江之山水、長城之一致也（玉江の山水、長城の一致なり）」とある。

「南山」…萩城下町は東・南・西を山々に囲まれている。山田原欽「古畑別業記」<sup>(6)</sup>に「其南山如隆景精舎、有黄門平公百年之祠（其の南山は隆景精舎<sup>りゅうけいしゅう</sup>の如く、黄門平公百年の祠有り）」とある。『萩古実未定覚』（『長周叢書』所収）に拠れば、「隆景精舎」はもとは桜江にあったが、天和2（1682）年<sup>(7)</sup>に炎上した天樹院が当地を本寺とすることになり、霧口の雲溪院に移ったとする。同じ山々を指すとすれば、桂就定の別邸は現在の焼下山の麓の霧口にあったと考えられる。なお、同所の螢火山近く

\*1 至誠館大学 現代社会学部

には毛利就直の別業もあった<sup>(8)</sup>。

④通積

桂就定ご老人の別邸は、萩城下町の郊外、南の山々の近くにある。

①原文

致仕之後栖遲于此、以養其志、樂其樂矣。

②書き下し文

致仕の後此に栖遲し、以て其の志を養い、其の楽しみを楽しむ。

③語釈

「致仕」…官職を辞すること。

「栖遲」…引退してのんびり暮らす。「栖」は「棲」の異体字。晷韻語「セイチ」。

「養其志」…前出「栖遲」後の暮らしを満喫する思いを養う。『後漢書』（巻113「逸民伝」）の逢萌伝に「之琅邪勞山、養志修道、人皆化其德（琅邪の勞山に之き、志を養い道を修め、人皆其の徳に化す）」とある。また『莊子』（雜篇「讓王」）に「養志者忘形、養形者忘利（志を養う者は形を忘れ、形を養う者は利を忘る）」とある。

「樂其樂」…「栖遲」後の暮らしを楽しむ。『白氏長慶集』（巻62「策林」）の「辨興亡之由」に「樂人之樂、人亦樂其樂（人の楽しみを楽しむものは、人亦其の楽しみを楽しむ）」とある。また、山田原欽「就方上野別墅記」（『復軒文藁』）に「夫樂者人之所同期、而能全其樂者果幾人哉（夫れ楽しみは人の同じく期する所なれども、能く其の楽しみを全うする者は果して幾人ならんや）」とある。前出の「養其志」とともに、桂就定の「栖遲」後を賛美する。

④通積

職を辞されてからここで長閑にお暮しになり、思うままに楽しまれている。

①原文

欲請余文以爲記、而余方在東武。故歷書其勝槩、而遠寄曰、吾山莊之所見大概如此。願子題之以爲亭之顔面也。

②書き下し文

余に文を請い以て記を爲らしめんと欲するも、余方に東武に在り。故に歴く其の勝概を書して、遠く寄せて曰わく、吾が山莊の見る所大概此くの如し。願わくは子之を題し以て亭の顔面を爲さんことをと。

③語釈

「記」…文体の呼び名の一つ。事実をありのままに記す文を言う。

「東武」…江戸の別称。

「歴」…ことごとく。あまねく。蔡沈集伝『書經集註』（巻5<sup>(9)</sup>「盤庚下」）に「今予其敷心腹腎腸、歴告爾百姓於朕志（今予其れ心腹腎腸を敷き、歴く爾の百姓に朕が志を告ぐ）」とあり、註に「歴盡也（歴は尽なり）」とある。

「勝槩」…美しい景色。「槩」は「概」の異体字。

「寄」…手紙を送って言付ける。

「顔面」…体面・面子。『新唐書』（巻132「劉子玄伝」）に「史局深籍禁門、所以杜顔面、防請謁也（史局深く禁門に籍するは、顔面を杜ざし、請謁を防ぐ所以なり）」とある。

④通積

私に文章を求めて別邸の記を作らせようとされたが、私はちょうど江戸にいたので、別邸の美しい景色を

全て文に記し、はるばる手紙を寄せられて、「我が山荘からの眺めはおおよそこのようである。あなたにこれを題材に我が亭の顔になる記を書いていただきたい」とおっしゃられた。

①原文

余開緘閱之、逸興遄發、想此亭也。

②書き下し文

余開緘して之を閲るに、逸興<sup>すみむか</sup>遄<sup>すみむか</sup>に發し、此の亭を想うなり。

③語釈

「緘」…手紙の封。

「逸興」…世俗を超越した趣。

「遄」…速やかな様。謝靈運「初去郡」(『文選』卷26)

に「理棹遄還期、遵渚驚脩垆(棹を理めて還期を遄<sup>はや</sup>くし、渚に遵<sup>したが</sup>ひて脩垆<sup>しゅうけい</sup>を驚<sup>は</sup>す)」とあり、李善注に「遄速也(遄は速なり)」とある

④通釈

私が手紙の封を開いて読んでみると、素晴らしい趣がすぐさま現れ、桂就定殿の別邸を思い描いた。

①原文

環山控海、跨寥廓容宇宙、鍾八江于眉宇、望三島于鼈背。

②書き下し文

山を環<sup>めぐ</sup>らせ海を控え、寥廓<sup>りょうかく</sup>を跨<sup>また</sup>ぎ宇宙<sup>うゐ</sup>を容れ、八江を眉宇<sup>びう</sup>に鍾<sup>あつ</sup>め、三島を鼈背<sup>べんはい</sup>に望む。

③語釈

「環山」…山々に囲まれる様。以下の「控海」と併せ

て、東・南・西の三面を山々に囲まれ、北を海に面する萩城下町の様子を、南から描く。

「控」…引き寄せる。

「寥廓」…広々とした空。「古畑別業記」に「有清嘯亭跨于寥廓(清嘯亭の寥廓を跨ぐ有り)」とある。

「宇宙」…天地の間。『淮南子』(卷1「原道訓」)に「絃宇宙而章三光(宇宙<sup>つな</sup>を絃<sup>つな</sup>ぎて三光<sup>あき</sup>を章<sup>あき</sup>らかにす)」とある。なお、高誘の注には「四方上下曰宇、古往今来曰宙(四方上下は宇と曰い、古往今来は宙と曰う)」とある。

「八江」…地名。萩の名所として知られていたが、詳細は不明。[はじめに] 参照。

「眉宇」…眉と額の間。目の当たりにすることを言う。

枚乘「七発」(『六臣註文選』卷34)に「陽氣見於眉宇之間(陽氣は眉宇の間に見ゆ)」とあり、劉良の注に「眉宇、眉額間也(眉宇、眉額の間なり)」とある。

「三島」…萩沖の日本海に浮かぶ「見島」。「古畑別業記」に「海上諸山如見嶋之煙色(海上の諸山は見嶋の煙色の如く)」とある。「嶋」は「島」の異体字。

「鼈背」…「鼈」は大ウミガメ。「鼈背」は、『楚辞』(天問)の「鼈戴山抃(鼈山<sup>いただ</sup>を戴<sup>きて</sup>て抃<sup>てう</sup>)」の王逸注に「列仙伝曰、有巨靈之鼈背負蓬萊之山而抃舞(列仙伝に曰わく、巨靈の鼈の背に蓬萊の山を負<sup>へん</sup>いて抃舞<sup>ふ</sup>する有り)」とあり、背に蓬萊山を負うこと。ここでは蓬萊山を浮かべる大海を言う。

④通釈

城下町の様子は山々に囲まれ海を引き寄せ、空にまたがり天地を懐に入れ、「八江」を眼前に集めて、広大な海には見島が浮かんでいる。

①原文

靈樞之梵鐘、響發閑牕之省、梁瀨之漁火、光燦半江

之波。

②書き下し文

靈椿<sup>れいちん</sup>の梵鐘、響は閑窓の省<sup>あらわ</sup>に発<sup>やな</sup>れ、梁瀨<sup>やなせ</sup>の漁火、光は半江の波に燎<sup>はんこう</sup>たり。

③語釈

「靈椿」…毛利家の菩提寺である大照院<sup>だいしょういん</sup>の山号、靈椿山。

「閑窓」…訪れる人もいない静かな住まい。ここでは大照院を言う。『和漢朗詠集』（巻下）に引く張詠「閑賦」に「愁腸断えなむとす 閑窓に月の有る時」とある。「窓」は「窗（窓）」の異体字。

「省」…宮中。ここでは大照院を言う。

「梁瀨」…椿川<sup>つばきがわ</sup>（現在の阿武川）<sup>あぶ</sup>の流れの名。「古畑別業記」に「梁瀨濁淵<sup>にごり</sup>之外泄、其昌乎哉（梁瀨濁淵<sup>ふち</sup>の外泄、其れ昌<sup>あきら</sup>かなるかな）」とある。

「燎」…光がくつきりと見える様。

「半江」…川の中ほど。王士禎「眞州絶句五首 其四」（『漁洋山人精華録』巻5）に「好是日斜風定後、半江紅樹賣鱸魚（好<sup>よ</sup>是れ日斜<sup>ななめ</sup>にして風定まりし後、半江の紅樹鱸魚を売る）」とある。

④通釈

靈椿山大照院の梵鐘の音は静かな境内に鳴り響き、梁瀨の漁火は椿川中ほどの波に映り輝く。

①原文

仰望金城則有磐石之固、俯觀清流則有原泉之思。

②書き下し文

金城<sup>きんじょう</sup>を仰ぎ望めば則ち磐石<sup>ばんせき</sup>の固有り、清流を俯して觀れば則ち原泉の思ひ有り。

③語釈

「金城」…堅固な城。ここでは萩城（指月城<sup>しづき</sup>）を言う。

「古畑別業記」に「金城傑<sup>せうしん</sup>分馳蒼岑於西北、固壯基於雲端（金城は傑として蒼岑を西北に馳せ、固壯は雲端<sup>はじ</sup>に基む）」とある。

「磐石」…安定している様。「盤石」に同じ。

「清流」…萩城の西側には阿武川の分離した橋本川が流れている。

「原泉之思」…尽きることなく流れ続ける水のように、本源を失うことなく学問・修養に努めること。『孟子』（離婁篇下）に「原水混混、不舍晝夜（中略）有本者如是（原ある水は混混として、晝夜を舍かず（中略）本有る者は是の如し）」とあるのに基づく。『論語』（子罕篇）の所謂「川上の嘆」に由来するが、金谷治『論語』（岩波文庫2018）は、古注（何晏）の「時の流れの速さに対する嘆き」とする解釈に対して、新注（朱熹）は「『孟子』をうけて学者を勉励したもの」とする。

④通釈

金城を仰ぎ見れば盤石の堅固さを有し、下を向いて清らかな流に目を向ければ『孟子』のいう源のある水を思い起こす。

①原文

奈古屋之岩松、和泉寺之烟樹、椿山之青、櫻江之綠、風帆沙鳥烟雲竹樹、老農之耕、田婦之餉、樵夫之歌、牧童之笛。

②書き下し文

奈古屋<sup>なごや</sup>の岩松、和泉寺<sup>わせん</sup>の烟樹、椿山<sup>つばきやま</sup>の青、櫻江の綠、風帆沙鳥、烟雲竹樹、老農<sup>たがえし</sup>の耕、田婦<sup>かたれい</sup>の餉、樵夫の歌、牧童の笛。

③語釈

「奈古屋」…地名。現在の萩市市大字椿東字奈古屋。

『防長地下上申』（マツノ書店 1980）の「川島庄越ヶ濱浦由緒書」に「往古奈古屋何某笠山ニ居城有之（往古奈古屋何某笠山ニ居城する之れ有り）」と地名の由来を説明する。「古畑別業記」に「奈古之嶺」、「毛就直玉江別業記」に「奈古之蒼嶺」とあり、いずれも現在の「笠山」を名所として挙げる。萩入り以前の山田原欽は「笠山」を知らなかった可能性がある。

「和泉寺」…和泉式部が暫く滞在した場所にその後寺を建立して和泉寺と名づけたと伝えられる（『防長地下上申』椿西分由来書）が、天保13（1842）年に廃寺となる（『山口縣風土誌』巻231）。近くには明倫館初代学頭のおぐらしょうさい小倉尚斎を祀った「小倉四賢墓所」がある。

「椿山」…現在の椿八幡宮後背の山々。『萩市史』（巻3）は、椿八幡宮を「茶臼山の北東麓に鎮座する」とする。「古畑別業記」より抄出作成された「就方上野別墅記」に「椿嶺之神祠、櫻山之春色（椿嶺の神祠、櫻山の春色）」とあり、貞享2（1685）年2月24日作「毛就信別業記」に「椿嶺之參差（椿嶺の參差）」とある。「椿山」の用例は本例のみで、萩入り以降は「椿嶺」を用いている。

「櫻江」…「萩八景」の一つ、「櫻江暮雪」の地。橋本川に臨む萩市河添河川公園の付近。慶安5（1652）年作成の萩城下町絵図（山口県文書館所蔵）にも描かれる、萩城下町から赤間関街道に抜ける重要な渡し場であった。

「烟雲」…かすみと雲。雲烟。雲霧烟霞。漢詩文（中国文学）における「雲烟美」については、合山究『雲烟の国 風土から見た中国文化論』（東方書店1993）に詳しい。

「餉」…食事（弁当）を届ける。唐・崔道融「春墅」（『全唐詩』巻714）に「蛙聲近過社、農事忽已忙。鄰婦餉田歸、不見百花芳（蛙声社を過ぐるに近く、農事忽ちにして已に忙し。鄰婦田に餉りて帰るも、百花の芳を見ず）」とある。

「樵夫之歌、牧童之笛」…樵が唄う歌と牧童が吹く家畜集めの笛。前二句とあわせて閑閑な農村の景色を描く。南宋・裘萬頃「秋」（『竹齋詩集』巻3）に「數聲牧笛日將晚、一曲樵歌山更幽（数声の牧笛日將に晚れんとし、一曲の樵歌山更に幽解たり）」とある。

#### ④通釈

奈古屋の岩に生える松、和泉寺の霏にかすむ木々、青々とした椿山、桜江の緑なす流れ、風に膨らむ帆と水辺の鳥、雲霞と竹林、老農夫の耕作、農婦の届ける弁当、樵の唄う歌、牧童の吹く笛の音。

#### ①原文

凡入扉上欄、接耳交目者、率皆良趣、眞可樂也。

#### ②書き下し文

凡そ扉に入り欄に上り、耳に接し目に交わるは、率ね皆良趣にして、眞に楽しむ可きなり。

#### ③語釈

「入扉上欄」…月光が扉より差し込み、月が欄干の上方に見える様。「欄」は「手すり・欄干」で、動詞「凭・倚（ともに「寄りかかる・もたれる」意）」を伴うことが多い。対して動詞「上」を伴う用例では、唐・盧宗回「登長安慈恩寺塔」（『全唐詩』巻490）に「渭水寒光搖藻井、玉峰晴色上朱闌（渭水の寒光藻井を揺らし、玉峰の晴色朱闌に上る）」（※「寒」は一に「冷」に作り、「朱闌」は一に「欄干」に作る）とあり、類似例として動詞「下」を伴う用例では唐・朱慶餘「劉補闕西亭晚宴」（『全唐詩』巻514）に「對酒看山俱惜去、不知斜月下欄干（酒に対して山を見て俱に去るを惜しみ、斜月の欄干に下るを知らず）」とあり、ともに「欄（干）」との高さ比較の表現である。また、例えば

唐・韓愈「山石」(『全唐詩』卷 338)に「夜深靜臥百蟲絶、清月出嶺光入扉(夜深くして静臥すれば百虫絶え、清月は嶺を出でて光扉に入る)」とあるように、「入扉」は「月(光)」を動作主体とする用例が多い。動詞「上」と動詞「入」の動作主体が同一であるとするれば、ここは以下の「良趣」を有する景物としての「月(光)」を動作主体とすべきであろう。

「接耳交目」…「接耳」「交目」ともに文語として馴染みのない表現。「古畑別業記」に「耳目之所触(耳目の触れる所)」とあるのと同意。

#### ④通釈

およそ扉より入って欄干の上方に輝く月をはじめ、耳に聞こえ目に見えるものは、すべてが良い趣で、本当に楽しむに相応しい。

#### ①原文

夫樂莫大於得其所求而樂之、莫盛於後人之樂而樂矣。

#### ②書き下し文

夫れ楽しみは其の求むる所を得て之を楽しむより大なるは莫く、人の楽しみに遅れて楽しむより盛なるは莫し。

#### ③語釈

「莫大於」…前置詞「於」を用いた比較の構文。「於」以下が最も「大」であることを言う。

「後人之樂而樂」…所謂「先憂後樂」(『大戴礼記』曾子立事)の故事を踏まえるが、直接的には范仲淹「岳陽樓記」(『文章軌範』卷 6)の「其必曰先天下之憂而憂、後天下之樂而樂歟(其れ必ず天下の憂いに先んじて憂え、天下の楽しみに後れて楽しむと曰わんや)」を踏まえるものであろう。

#### ④通釈

そもそも楽しみとは求めたものを得られることが最も楽しく、世の人々が楽しんだ後に楽しむのが最も素晴らしい。

#### ①原文

若夫未然、則雖層軒朱楹延袤百丈、上坐萬人下建五丈旗、而於其心豈無歎乎。

#### ②書き下し文

若し夫れ未だ然らざれば、則ち層軒朱楹は延袤百丈、上は万人坐し下は五丈の旗を建つと雖も、其の心に於いて豈に歎きること無からんや。

#### ③語釈

「層軒朱楹」…幾重にも重なる軒と朱塗りの太い柱。建物の豪華な様。

「延袤」…連なり伸びる。「袤」は長さを言う。

「百丈」…約 300 メートルだが、実数ではなく概数による誇張表現。

「上坐万人～五丈旗」…桂就定の別墅を秦の始皇帝が建てた阿房宮になぞらえる。『史記』(卷 6)の「始皇帝本紀」に「先作前殿阿房(中略)上可以坐萬人、下可以建五丈旗(先ず前殿阿房を作り(中略)上は以て万人を坐せしむ可く、下は以て五丈の旗を建つ可し)」とある。

「歎」…物足りなく思う。

#### ④通釈

もしもまだそうでなければ、豪華な建物は百丈にまで連なり伸び、かの始皇帝の阿房宮のようであったとしても、心の中ではきっと物足りなくなってしまうだろう。

①原文

苟能得可樂、則容膝之室白茅之屋、亦不害于其爲樂也。

②書き下し文

苟も能く楽しむ可きを得ば、則ち容膝の室白茅の屋、亦其の楽しみを為すを害せざるなり。

③語釈

「容膝之室」…膝を入れる広さしかない狭い部屋。陶淵明「歸去來分辭」(『靖節先生集』巻5)に「審容膝之易安(膝を容るの安んじ易きを審らかにす)」とある。

「白茅之屋」…白茅を敷いた部屋。「白茅」は草の「ちがや」で、清らかなものとされる(『詩経』召南「野有死麕」)。ここでは『莊子』(在宥篇)の「黄帝退、捐天下、築特室、席白茅(黄帝退き、天下を捐て、特室を築き、白茅を席く)」を踏まえ、一人で静かに暮らすことを言う。

④通釈

かりにも楽しむことができるのであれば、狭い部屋で一人静かに暮らしても、その楽しみを妨げることは無い。

①原文

就定事上交下誠篤無二、所處公私之際毫釐不忒、庶幾求仁而得焉。

②書き下し文

就定事に事え下に交わり誠篤無二、処る所公私の際毫釐も忒わず、仁を求めて得んことを庶幾う。

③語釈

「無二」…「二心(ふたごころ。相手に背く心)」が

無いこと。『春秋左氏』(莊公14年)に「臣無二心、天之制也(臣に二心無し、天の制なり)」とある。

「所處」…心に置くこと。志。『孟子』(万章篇上)に「處仁遷義三年(仁に処り義に遷ること三年)」とある。以下の「庶幾求仁」も、『孟子』のこの箇所を意識していたと思われる。

「毫釐」…ほんの僅か。「毫」と「釐」は重さの単位で、一釐は十毫に当たる。

「忒」…食い違ふ・誤る。『孔子家語』(巻4「六本」)に「孔子曰、詩云、皇皇上天、其命不忒(孔子曰く、詩に云う皇皇たる上天、其の命忒わず)」とあり、王肅の注に「忒、差也(忒、差なり)」とある。

④通釈

就定殿は藩主にお仕えしても臣下と交流しても大変誠実で二心が無く、志は公私の間においてほんの僅かも違わず、仁の徳を身に着けることを願われている。

①原文

其爲得所求也大矣。其爲得及人也盛矣。

②書き下し文

其の爲に求むる所を得るや大なり。其の爲に人に及ぼすを得るや盛なり。

③語釈

「爲」…原因・理由を表す前置詞。「爲之(之が爲に)」の省略形。

④通釈

このため就定殿が求めて得られるものは大きく、人々に強く影響を及ぼすのである。

## ①原文

既而懸車于南山、自安于衡茅。其樂不亦洋洋乎。

## ②書き下し文

既にして車を南山に懸け、自ら衡茅に安んず。其の楽しみ亦洋洋たらずや。

## ③語釈

「懸車」…官を退くこと。前漢の薛広徳が退官に際して元帝より賜った安車（老人用の小型の馬車）を、故郷の沛で高く懸けて子孫に伝えた故事（『漢書』卷71「薛広徳伝」）に拠る。

「衡茅」…横木を渡しただけの門と茅葺の家。粗末な住まい、隠者の家を言う。陶淵明「辛丑歳七月赴假還江陵夜行塗口」（『靖節先生集』卷3）に「養眞衡茅下、庶以善自名（真を衡茅の下に養い、庶わくは善を以て自ら名づけられん）」とある。

「不亦洋洋乎」…なんと果てしないことか。「不亦～乎」は、詠嘆の構文。『論語』（学而）に「有朋自遠方來、不亦樂乎（朋有り遠方より來たる、亦樂しからずや）」とある。

## ④通釈

かの薛広徳の名誉をもって南山に退かれ、粗末な住まいに心を落ち着けられる。その楽しみはなんと果てしないことか。

## ①原文

予安得置語于其間。而不辭固陋揮筆以附行李云。

## ②書き下し文

予安んぞ其の間に語を置くを得ん。而して固陋揮筆を辭せず以て行李に附して云う。

## ③語釈

「安得」…強い希望・願望を表す。杜甫「茅屋爲秋風所破歌」（『杜詩詳註』卷10）に「安得廣廈千萬間、大庇天下寒士俱觀顔（安くんぞ得ん広廈千万間、大いに天下の寒士を庇ひて俱に觀顔せん）」とある。

「辭」…はばかり。

「固陋」…頑固で融通が利かないこと。

「附」…託す。ことづける、

「行李」…使者。顧炎武『日知錄』（卷32「行李」）に「古者謂行人爲行李。亦曰行理（古者行人を謂いて行李と爲す。亦行理と曰う）」とある。

「云」…文を結ぶ語気助詞。陸機「文賦」（『文選』卷17）に「蓋所能言者、具於此云（蓋し能く言う所の者、此に具すと云う）」とある。

## ④通釈

私はどうにかしてこの別邸に言葉を残したい。そこで固陋な文章をはばかりせず使者にこの記を書きあげ託すこととする。

## [注]

(1) 天和2(1682)年

(2) 山田原欽が言及する以前の「八江」の詳細は、読み方も含めて未詳である。例えば、萩屋廬蔵版『八江菽名所圖畫』（卷1）の見返の書名には「八江 瀨城名所圖畫」とあり、「八江」は小字双行で記されている。また、「八江瀨城名所之圖」と題された口絵の説明には「いにしへ慶安承應の間より八江菽八景といへり」とあり、読み仮名（ルビ）は付されていない。平成2(1990)年にマツノ書店により復刊された『八江菽名所図画』の松野二郎氏による「附録」は、「八江瀨城名所図画」とルビを付すが、卷1「目録春之部」の後に載せる濟灣主人の五言絶句第1・2句「瀨城新復舊、奇景八江中」を「瀨城新復舊、奇景八江ノ中」と書き下して



ルビを付しており、「八江」に「やえ」「ハツ(チ)コウ」二つの読み方が混在する。『長門金匱』に載せる「往古萩八景」の地、「兼江」「鐘江」「藤江」「萩津江」「得江」「三江」「二江」「柳江」についても、「え」「コウ」いずれの読み方を是とするか決め難い。

- (3) 『長門金匱』に載せる「往古八景」と区別するために、山田原欽が選定に関わった八景を以下「萩八景」と表記する
- (4) 『萩藩閥閥録』巻36(山口県文書館1968)に拠る。
- (5) 「山田原欽『遊腰濱記』訳注」(至誠館大学研究紀要 第9号2022) 参照。
- (6) 「山田原欽『古畑別業記』訳注」(至誠館大学研究紀要 第7号2020) 参照。
- (7) 『萩古実未定覚』は「天和6年」に誤る。
- (8) 「山田原欽『毛就直玉江別業記』訳注」(至誠館大学研究紀要 第11号2024) 参照。
- (9) 早稲田大学図書館古典籍総合データベース本は全10巻。京大貴重資料デジタルアーカイブ本は全6巻。ここでは早稲田大学図書館本に拠った。

以上